

Tax

未納になっている町税はありませんか
3月31日までに納付しましょう

町税の年度内完納を

3月は年度末であり町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料の納付がお済みでない方は、早めに納税計画を立てられて、年度内完納（3月31日（月）までに納付）してくださいようお願いします。

軽自動車の異動手続き

長島町に軽自動車（125cc以下の単車等、役場税務窓口で標識の交付を受けたもの）を登録している方で、紛失、盗難等の理由により、現在所有していない場合は、3月31日（月）までに廃車の手続きを済ませてください。他人に譲渡した場合、所有者が死亡・転出をされている場合は名義変更の手続きが必要です。

固定資産評価額を確認しよう

縦覧制度は、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により、ほかの土地や家屋と比較して、自己所有の土地や家屋の資産評価額が適正かどうかを確認できる制度です。

縦覧できる事項

【土地価格等縦覧帳簿】

所在、地番、地目、地積、評価額

【家屋価格等縦覧帳簿】

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

縦覧期間

平成20年4月1日（火）～6月2日（月）
（ただし土・日・祝日を除く）

縦覧場所

長島町役場 税務課、指江庁舎 総合管理課

縦覧できる人

- ・固定資産税の納税者および納税者と同居の親族、相続人
- ・固定資産税の納税管理人
- ・固定資産税の納税者の代理人（委任状が必要）

持参するもの

印鑑、運転免許証等本人と証明できるもの

【問い合わせ先】役場税務課

電話 0996-86-1111 内線 1125

※4月1日以降に廃車の手続きをした場合、その年の軽自動車税は納めていただく必要はありませんので、早めに手続きを済ませてください。

【問い合わせ先】役場税務課

TEL 0996-86-1111

内線 1126

125ccを超える単車、軽四輪自動車等の場合は、最寄りの軽自動車協会または陸

運支局で手続きをしてください。

【問い合わせ先】

鹿児島県軽自動車協会

TEL 099-261-4011

鹿児島陸運支局

TEL 050-5540-2089

自動車税のグリーン化
税制をご存じですか？

グリーン化税制とは、地球温暖化・大気汚染防止の観点から、地球にやさしい自動車の開発・普及を図るため、排出ガス性能および燃費性能の優れた自動車は税額を減額（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税額を増額（重課）する制度です。

自動車税が減額（軽課）される自動車

平成19年4月から平成20年3月末までに新車新規登録した低公害車（ハイブリット車を除く）や低燃費車で、かつ、低排出ガス認定車については、概ね25%から50%減額されます。軽課されるのは、新車新規登録した年度の翌年度の1年限りです。

なお、平成19年度に軽課されていた自動車は、平成20年度から軽課の対象外となりますので、ご注意ください。

自動車税が増額（重課）される自動車

新車新規登録から11年を経過したディーゼル車や、同じく13年を経過したガソリン車（LPG車を含む）については、概ね10%を増額します。（増額は対象車が抹消登録され、課税対象外となるまで）

【問い合わせ先】

鹿児島地域振興局自動車税課
TEL 099-261-5611